

報告(3) 令和4年度 宮城県PTA連合会安全互助事業報告

※宮城県PTA連合会安全互助事業の保険部分の委託保険会社は**損害保険ジャパン株式会社**

1 加入状況

- (1) 加入単位PTAの総数 419
<内訳>
① 小学校 228校 (未加入 2校) ② 中学校 121校 ③ 小中併合 8校
④ 幼稚園 49園 ⑤ 特別支援学校 13校
- (2) 加入会員総数 179,532名
<内訳> ①学 童 93,522名 ②PTA会員 86,010名

2 保険会社受付件数

- 令和4年4月1日～令和5年3月31日までの事故受付 893件
<内訳> 令和5年3月31日支払完了分
① 学校契約団体傷害 817件 (死亡事故 1件含む)
② PTA団体傷害 9件
③ PTA管理者賠償 0件

3 助成活動

- (1) 地区PTA連合会への活動援助補助

4 安全確保活動

- (1) 保険会社との連携により年間の事故件数と内容を集計し、情報を発信

5 広報活動

- (1) 保険会社との連携で構築した個人情報保護と請求に係る負担軽減を図るための新たな仕組みについて、リーフレットやホームページ掲載により周知を図る
(2) 事業内容をA4版にまとめたリーフレット「安全互助事業のご案内」を県内単位PTAにおける総会等への説明資料として学童数と教職員数分を配付
(3) 県P連ホームページにリーフレットをPDF掲載し会員の便宜を図る

6 任意加入保険「子ども24時間総合保障制度 (AIG損害保険株式会社)」

- (1) 加入者数 6,376名
(2) 令和4年4月1日～令和5年3月31日までの事故受付件数 1,343件
<内訳> ※1つの事故で複数の支払い事由があるため、合計件数は一致しない。
①けが 690件 ②新型コロナウイルス感染症 601件 ③賠償 64件 ④携行品 47件
⑤病気 38件 ⑥葬祭費用 1件

報告(4) 宮城県PTA連合会規定の一部改正について

[規程 7 職員服務、給与及び退職等についての規程 第7条]について改正する。

1 提案理由

改正 高年齢者雇用安定法〔H24年度以降〕では、事業主に定年の引上げ継続雇用制度の導入等の高年齢者雇用確保措置を講じることを義務付けている(年金受給の年齢引上げ(現在は65歳支給)に伴い)。

また事務局長に限って言えば、その業務内容等から校長〔原則社会教育主事の免許保持者〕退職者の雇用が望まれる。しかし現在では、教職員不足や65歳までの定年延長制度〔令和5年度より実施予定〕により教育関係機関の雇用が拡大したこともあり、また賃金面や業務内容等からその人材確保が難しい現状である。

そのため、定年延長により適切な人材確保のため規程の改正を行う。

2 変更条文適用日

令和4年度、理事会での決議日から適用する。

3 新旧対照表(案)

(注) アンダーラインの箇所が改正部分

現 行	改 定 案
第7条 事務局長の定年は年齢65歳とする。ただし必要な場合は、1事業年度区切り更新で年齢68歳まで延長することができる。	第7条 事務局長の定年は <u>年齢70歳</u> とする。
2 事務局員の定年は原則年齢60歳とする。ただし本人の希望により、1事業年度区切り更新で年齢65歳まで延長することができる。尚、健康面等に何らかの問題がある場合はその限りではない。	2 事務局員の定年は <u>年齢60歳</u> とする。ただし本人の希望により、1事業年度区切り更新で <u>年齢70歳</u> まで延長することができる。尚、健康面等に何らかの問題がある場合はその限りではない。